

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年五月二日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 局の事務の総合調整に関すること。

第二条第二項中第十六号及び第十七号を削り、同項第十八号中「第五号」を「第一号、第五号」に、「第十七号」を「第十五号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十九号を同項第十七号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業局組織規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。